

商品類型 No.164 「海洋プラスチックごみを再生利用した製品 Version1.0」 認定基準公開案に関する
パブリックコメントと対応結果について

| No | 該当箇所 | 主な御意見事項（概要） | 対応結果 |
|----|----------------------|--|---|
| 1 | 【認定基準書】 認定基準制定の目的 | 「海洋に流出してしまったプラスチックごみ」へ削除修正いただきたい。 目的である「海洋プラスチックごみ」対策に伴う、廃棄物処理制度によるプラスチックごみの回収・適正処理の徹底であれば、「流出してしまった」ものに限定する必要性がないと考える。 | 廃棄物処理制度によるプラスチックごみの回収・リサイクルに関連する認定基準については、他のエコマーク商品類型にて既に設定しています。今回の認定基準では、主に海洋に流出してしまったプラスチックごみに焦点を当てた認定基準であるため、原案どおりとします。 |
| 2 | 適用範囲 用語の定義 | (2.適用範囲)に、「回収された廃棄漁網、ロープなどの廃棄漁具」も含めるか、または(3.用語の定義)に、「海洋プラスチックごみ」の中に「回収された廃棄漁網、ロープなどの廃棄漁具」を含めてほしい。現在の定義では海岸漂着物や漂流ごみ、海底ごみが再生利用の対象となっているようだが、メーカーや組合などが回収した廃棄漁具も再生利用の対象として欲しい。弊社を含む漁網業界では、廃棄漁網などの再生利用をすべく、リサイクルの技術を開発に取り組んでいる。 | ご意見に基づき、漁業系プラスチック廃棄物も適用範囲に追加すると共に、そのことが明確になるように、商品類型名にも追加します。 |
| 3 | 用語の定義 | 「海底ごみ、または、回収された漁網などの漁業系廃棄物に相当するもののうち、プラスチック製のもの。」へ追加修正いただきたい。 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」に伴い、水産庁では「漁業系廃棄物計画的処理推進指針」を、環境省では「漁業系廃棄物処理ガイドライン」を公表しており、「漁業系廃棄物」を含めるべきと考える。以下、出所 1. 水産庁「プラスチック資源循環（漁業における取組）」ウェブサイト： https://www.jfa.maff.go.jp/j/sigen/action_sengen/190418.html 2. 環境省「漁業系廃棄物処理ガイドライン」ウェブサイト： http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline/gvogyokei/post_55.html | 上記2のとおり。 |
| 4 | 4-1-1(1) 基準配合率 | 10%の数値が大きすぎると考え、2%を希望する。 筆記具に用いられるプラスチックは、クリップ、グリップ、軸、ノブなど、各部品に求められる性能（硬度・しなやかさ・摺動性など）に最適な材料で作られており、 | ご指摘のとおり、複数の部品で構成される製品や高機能が要求される部品などへの高配合は難しいと認識していますが、他のエコマーク認定基準 |

| No | 該当箇所 | 主な御意見事項（概要） | 対応結果 |
|----|--------------------|---|--|
| | | <p>POM、PP、エラストマー、PC など様々なものがある。海洋プラスチックごみとして回収され、再利用できるプラスチック種は 2020 年現在 PET と PE しかない。PE そのものを部材に使う筆記具は無いため、筆記具に使用されているプラスチック部材全量に対しては、数%の添加量となる。海洋プラスチックごみリサイクル部材の添加割合を高めるため、今後も研究開発を行っていくが、現時点において筆記具として最適な機能を保持したまま、海洋プラスチック添加量が 10%を超える事は一朝一夕にはできないと考える。</p> <p>10%を超える添加量をすぐに達成できる分野としては、既に実用化されている洗剤のような単一材料で部品の重量の大部分を占める、PET ボトルなどのブロー成型を用いた製品であり、洗剤などの日用品しか海洋エコマークを付けることが出来ないと予測する。筆記具は老若男女問わず、大変身近な道具であり、エコマークに触れる良い機会を得る道具である。現在の基準である添加量 10%では、海洋プラスチックごみを再生利用した製品の条件を満たす筆記具はすぐに製品化することができない。海洋プラスチックごみを再生利用したエコマークを広めるためにも、是非基準の緩和をお願いしたい。（基準 10%→2%希望）</p> | <p>における再生材料の基準配合率との整合や環境負荷低減に資する認定基準の設定の観点より基準配合率を 10%以上としました。今回の認定基準は分野横断的にあらゆる品目を対象としており、今後、普及状況等を鑑み、品目別の基準配合率などの検討を行っていきたい考えです。今回の基準制定時では原案どおりとします。</p> |
| 5 | 4-1-1 省資源と資源循環 | <p>製品の使用後はやはりリサイクルのループに載ることが望ましい。その観点で、「リサイクルを阻害する物質が含まれていないこと」や「プラスチックと異素材との複合製品の場合には、使用後に消費者が素材ごとに分離できるような設計になっていること」（易解体性）といった要件を認定基準の一つに加えることは必要ではないか。</p> | <p>ご意見を踏まえ、異種材料間の分離に関する基準項目を追加します。</p> |
| 6 | 4-1-1(6) 有害物質 | <p>海洋プラスチックごみの場合には、重金属類以外にも PCB 等の混入も考えられる。</p> | <p>ご意見に基づき、エコマーク商品類型 No.118「プラスチック製品」認定基準と同様に、土壌汚染対策法施行規則の溶出基準を引用することに変更し、PCB も対象物質に追加します。</p> |
| 7 | 【解説書】 商品類型設定の背景 | <p>「...が実態である。また、漁業におけるプラスチック資源循環の取り組みとして、水産庁では「漁業系廃棄物計画的処理推進指針」を、環境省では「漁業系廃棄物処</p> | <p>ご意見を踏まえ、追記します。</p> |

| No | 該当箇所 | 主な御意見事項（概要） | 対応結果 |
|----|-----------|---|---|
| | | 理ガイドライン」を策定・公表し、海岸漂着物等の発生抑制の観点から漁業系廃棄物の回収、適正処理の徹底を推進している。」へ追加修正いただきたい。 | |
| 8 | 商品類型設定の背景 | <p>「日本では、平成 28 年度において都道府県あるいは市町村が単独で、または国庫補助を利用して実施した海岸漂着物対策事業の総額は約 44 億円で、約 40,000 トンの漂着ごみが回収・処理された。これは 1 トン当たり約 11 万円となり、一般廃棄物の平均処理費用が約 3.5 万円/トンであることを踏まえると、海岸漂着ごみは回収・処理が困難であることが分かる。」を追加修正いただきたい。</p> <p>解説書では、海岸漂着ごみの回収・処理コストを明確にすることで、事業者にとって本認定品の製造コストがどの程度、割高になるのかが把握でき、商品展開すべき用途・分野の選定などに役立つものとする。</p> | ご意見を踏まえ、海岸漂着物対策事業費の費用等に関して追記します。 |
| 9 | 用語の定義について | 「...、海底ごみ、または、回収された漁網などの漁業系廃棄物に相当するものうち、プラスチック製のものとした。」へ追加修正いただきたい。 | 上記 2 のとおり、漁業系プラスチック廃棄物として適用範囲に追加し、それに合わせて、解説書に追記・変更します。 |
| 10 | 用語の定義について | 「...海岸漂着物処理推進法では、海岸漂着物とは、海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要とされている。また、漁業系廃棄物処理ガイドラインでは、漁業系廃棄物とは、漁業者の漁業生産活動及びこれに付随する行為に伴って生じる廃棄物とされている。」へ追加修正いただきたい。 | |
| 11 | 用語の定義について | 「エコマークでは、海洋に流出する前の海洋に流出するおそれがあるプラスチックごみも定義に含めるかを検討した結果が、廃棄物に係る法制度やその状況も国・地域によって異なり、同じ性状のものがその場所によって取扱いが変わってくることを鑑み、今回の定義には含めず、認定の対象としないこととした。なお、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」においても、海域で使用される漁具等のプラスチック製品の陸域回収、分別・リサイクルなどの促進の重要性が述べられており、いることから、漁業系廃棄物を含めることとした。今後、海洋に流出する漁業系廃棄物以外の前の海洋に流出するおそれがあるプラスチック製品の基準化などの検討を進めることとしたい。」へ追加・削除修正いただきたい。 | |

| No | 該当箇所 | 主な御意見事項（概要） | 対応結果 |
|----|------|--|------|
| | | <p>「廃棄物」の用語定義は、国際法（バーゼル条約）や国際標準（ISO14050）でグローバルに周知されており、技術仕様（参入障壁）に関わるWTO協定上も、何ら問題はないものとする。</p> <p>「漁業系廃棄物」を含めない理由として、「廃棄物に係る法制度やその状況も国・地域によって異なり、同じ性状のものがその場所によって取扱いが変わってくることを挙げられているが、過去から「廃棄物」由来のエコマーク認定基準がパブコメされ、問題なく基準化なされてきた事実があり、矛盾している。</p> <p>もし、「廃棄物に係る法制度やその状況も国・地域によって異なり、同じ性状のものがその場所によって取扱いが変わってくることを問題なら、今パブコメの「海岸漂着ごみ」も同様に問題で、パブコメされている以上、そのような理解をされておらず、一業種の「廃棄物」である「漁業系廃棄物」を含めない理由になっていない。</p> | |

4名、11件

以上